



独占禁止法のセミナー。15年にわたる議論を経て制定されたこの法律は、市場の支配的地位の濫用や、競争を制限または排除する可能性のある企業結合の防止などが目的

中国  
from CHINA

## ビジネス環境の改善のために

市場経済への移行に伴い新興企業が次々と台頭するなど、著しい経済成長を遂げる中国で、2004年から本格的な法整備支援を行ってきたJICA。これまでに、改正会社法(05年制定)、独占禁止法(07年制定)、不法行為法(09年制定)などの起草を支援。民事訴訟法の改正支援や日本の裁判官養成制度の紹介などにも取り組んでいる。多数の日系企業が進出するこの国で、JICAの法整備支援が企業活動に与える影響、今後の可能性について、現地の2人の日本人に聞いた。



江口 拓哉氏

森・濱田松本法律事務所  
北京首席代表

これまで中国に進出している外国の現地法人は、地元企業を買収する際に剰余金※の50%までしか使えないというルールがありました。これは事実上、金額的な制限で買収できないのと同じ。しかし改正会社法がこのルールを撤廃したことは、中国でのビジネス展開の障害の一つがなくなったと言えます。

他方、電子商取引(eコマース)においては不法行為法の効果が顕著に出ています。プロバイダーの連帯責任が明確にされたことで、例えば中国最大のオンラインショッピングサイトにおいて偽ブランド商品があれば強制的にシャットダウンされるようになりました。

民事訴訟については、硬直的すぎる点など法律自体の改善も必要であるほか、裁判官の教育の改善が非常に重要です。現状、中国の裁判は直接証拠ありきですが、日本の裁判官は間接証拠を積み上げて事実を認定する能力に優れており、世界的にも評価されています。

この観点からも、現在JICAが行っている裁判官の教育の改善に関する支援は、まさに日本の強みを生かした支援であるといえ、民事訴訟法の円滑な運用を図る上でも、非常に意味があると思っています。

※企業の純資産のうち、資本金と資本準備金を控除した額。会社のもうけの蓄積などを指し、株主に分配可能な額を算定する基礎となる。



清水 顕司氏

ジェトロ北京センター  
経済情報部長

中国でビジネスを展開する日系企業は、貿易や税務の手続きなど、さまざまな課題に直面しています。特に2010年は、賃金の上昇や労使紛争が勃発したことを受けて、これまでになく労務問題が重視された年でした。

このような状況を受け、今まさに日系企業が改善を求めているのは、流通、省エネ、環境、イノベーション、知的財産権といった分野で必要とされる細かな制度、また、地域や担当者ごとに大きく異なる法解釈の統一。つまり、「法制度」の「構築」から「運用」へ、移っているといえるでしょう。

今後JICAはこうした課題に対して、日本や欧米の事例や教訓を存分に生かし、法制度の「改善」に積極的に助言していくべきです。その中で、私たちジェトロ(日本貿易振興機構)や中国日本商会(北京の日系企業団体)が日本企業の関係者から日々の業務を通じて感じる法制度の問題点や改善案などを集めて、JICAや大使館と協力して中国政府に提案していくことも有益ではないかと考えています。現在作成中の「中国経済と日本企業2012年白書」のワーキンググループにJICAにも入ってもらい、どのような法整備支援ができるかなどの助言が得られれば、より実践的で説得力のある内容にできると考えています。